

こんなときはどうする？（下水道のトラブル編）

1 使用していないときも便器に水が流れる？

- ・ タンクがある便器はタンク内の装置不良が考えられます。
- ・ 原因不明で水が止まらない場合には、一度水抜栓又は止水栓をしめて公共下水道排水設備等指定工事店（すいげん P 5）へ相談しましょう。



2 紙おむつや水に溶けにくいティッシュをトイレに流さないで！

- ・ 水洗トイレは、トイレットペーパー以外の紙を流さないようにしましょう。
- ・ 紙おむつやティッシュペーパー、ウェットティッシュ、衛生用品などを水洗トイレに流すのも「×」です。
- ・ トイレをつまらせるのはもちろん、排水管などをつまらせる原因となります。



3 下水道から臭いがする（詰まっている）

- ・ 臭い（詰まり）の発生源が道路内にある柵・マンホールからの臭い（詰まり）であれば、町が調査・清掃を行いますので、役場水道課へお知らせください。
- ・ 臭い（詰まり）の発生源が私有地内（台所・トイレ・お風呂・私道内の管）の場合は、所有者（個人）で解決していただくことになります。
- ・ 排水設備の修理は、公共下水道排水設備等指定工事店（すいげん P 5）へ修理を申し込んでください。

4 道路上にある下水道マンホールなどの段差による、車輛が通行するときの振動はどうしたらよいのか？

- ・ 町で現地を確認しますので、マンホールの場所や状況、連絡先を役場水道課へお知らせください。
- ・ マンホールのふたがずれていたり、壊れているものを見かけた場合も役場水道課へお知らせください。

マンホールのふたは、絶対に開けないでください。中に落ちると大変危険です。

道路歩道内の下水道柵の突き出しやへこみが原因で歩行者や車輛出入りに支障があるときは役場水道課へお知らせください。

～ 光 栄 地 区 の み な さ ん へ ～

この機会を逃すと、補助金の交付がされません!!



H27年度供用開始

H28年度供用開始

- 町では、水洗化普及のため、補助金と貸付金の制度を用意しています。
- 補助金は、トイレの水洗化ができるようになった日（供用開始の日）から3年以内に工事をしなければ対象になりません。
- 左図のH27年度供用開始区域は、今年度が補助金の最終年度です。



☞ 補 助 金

トイレ1基の場合の補助金額

供用開始	今年度水洗化した場合	来年度水洗化した場合	再来年度水洗化した場合
平成27年度	51,000円	なし	なし
平成28年度	64,000円	51,000円	なし

☞ 貸 付 金

貸付金は無利子です。供用開始から4年以上でも利用できます。

	トイレ1基の場合 (水洗化+排水設備)	トイレ2基の場合 (水洗化+排水設備)
貸付限度額	600,000円以内	1,032,000円以内

- ◆補助金と貸付金の要件 ◆町税、水道料金、受益者負担金等の公納金を滞納していないこと。
- ◆貸付金の場合 ◆連帯保証人が必要です。

水洗化工事をするには

水洗化工事は、指定工事店でないとできません。
工事にかかる費用は、指定工事店で見積を依頼するとわかります。

指定工事店の一覧は、すいげんP5をご覧ください。

問い合わせ／役場 水道課業務係（電話0153-52-3131）